

生活保護「減額は違法」画期的判決

利用者の運動 世論広げる

事情を踏まえた「自民党の政策の影響を受けたものであるとしても、違法とはいえない」と述べています。

不当判決への怒り

国が2013年8月から3回にわたり生活保護費を引き下げたことは生存権を保障する憲法25条に違反するとして、大阪府内の生活保護利用者42人が国などに処分の取り消しなどを求めた「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」(い)のちのとりで裁判)。大阪地裁は、保護費の減額は違法だとして2月22日に原告勝利の判決を出しました。原告団・弁護団や支援者らは「画期的判決」と評価しています。その意義は

(岩井亜紀)

大阪地裁勝訴

「生活保護基準の裁判で勝利したのは、1960年の朝日訴訟以来です」。判決を受けて発表した声明で全大阪生活と健康を守る会連合会(大生連)は、そう表明しました。

大生連が加盟する全国生活と健康を守る会連合会(全生連)の前田美津恵副会長は「利用者が勇気をもって立ち上がり、自分自身も成長しながら大きな共同

保護基準は国民生活の“岩盤”

体をつくってきたことで、運動と世論を大きく広げてくださいました」と強調します。

国が引き下げ強行

この裁判は、国が平均6・5%、最大10%生活保護基準引き下げを強行したことを受けて起こしたものです。全都道府県で1万人以上の保護利用者が審査請求をし、うち29都道府県で1000人近くが原告になりました。

国はこの引き下げで、総額670億円もの保護費を削減。厚生労働省はそのうちの580億円について「デフレ調整」としてテレビやパソコンなどの物価下落率が大きく影響する同省独自の指数を根拠にしました。

前田さんは、こう指摘します。「名古屋地裁判決は、生活保護利用者だけでなく低所得者全体に対する挑戦です。多くの人たちの怒りを呼びました。大阪地裁判決は、立ち上がり、声を上げれば変えられるということを明らかにし、支援者らも励ましています」

新型コロナウイルス感染症のまん延で社会保障の重要性が多くの市民のなかで実感されています。

生活保護基準は国民の生活を支える「岩盤」です。就学援助や最低賃金などさまざまな制度と連動し、市民生活全般に大きな影響を及ぼします。

29日には札幌地裁で同様の裁判の判決が出る予定です。前田さんは「さらに世論と支援を大きくしていきたい」と話しています。



判決前に入廷行進する原告ら(2月22日、大阪地裁前)引き下げアカン(大阪の会提供)